

吹田市公告第586号

佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事（その2）に係る電子入札による一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年10月30日

吹 田 市 長 後 藤 圭 二

記

制限付一般競争入札（総合評価落札方式）実施要領

- | | | |
|----|-----------|---|
| 1 | 工事名称 | 佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事（その2） |
| 2 | 工事場所 | 吹田市佐井寺4丁目地内ほか |
| 3 | 工 期 | 市議会可決後（「27 契約の締結」のとおり。） ～ 令和12年3月15日
ただし低入札価格調査の対象となった場合の始期は別途定める日とする場合がある。
※工期の始期を契約予定日とする。 |
| 4 | 工事種類 | 土木一式工事 |
| 5 | 工事概要 | 準備工事一式、造成工事一式、道路工事一式、擁壁工事一式、雨水管路工事一式、
雨水函渠工事一式、構造物撤去工事一式及び建築物仮上げ工事一式 |
| 6 | 予定価格 | 3, 9 0 2, 4 3 7, 0 0 0 円（税抜） |
| 7 | 低入札調査基準価格 | 事後公表とする。 |
| 8 | 失格基準価格 | 事後公表とする。 |
| 9 | 入札回数 | 1 回 |
| 10 | 入札保証金 | 吹田市財務規則第98条に基づき免除。 |
| 11 | 契約保証金 | 契約金額の10%以上
※議会の承認後に本市から連絡をするので、当該日に有効となるように契約の保証
について、必要な準備をしておくこと。 |
| 12 | 支払条件 | （1）前払い有り
（請求は令和9年度、令和10年度及び令和11年度。当該年度の出来高予定額の
40%以内の額。）
（2）中間前払い有り
（請求は令和9年度、令和10年度及び令和11年度。当該年度の出来高予定額の
20%以内の額。）
（3）部分払い有り |

(令和9年度及び令和10年度のそれぞれ年度末1回)

※前払い金、中間前払い金及び部分払い金については、当該請求に係る年度の予算額を限度とする。

13 主な保険等

以下に掲げる全て。

- (1) 労働者災害補償保険
- (2) 土木工事保険等(請負代金額かつ「工期+1か月」で加入)
- (3) 第三者に対する損害賠償保険(1事故対人1名につき、3,000万円以上、かつ総額2億円以上)
- (4) 建設業退職金共済

14 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 本工事は、2社又は3社で構成する特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)での参加とし、施工方式は共同施工方式とする。
- (2) 吹田市制限付一般競争入札 共通入札説明書(以下「共通入札説明書」という。)で示す資格要件を全て満たしていること。
- (3) 本案件と同一の業種について、特定建設業許可を有すること。
- (4) 本市(総務部契約検査室)が公告する本案件と同一の業種の電子入札案件で、令和8年度中に落札(落札候補者を含む。)した件数が、本件の落札候補者決定時において2件未満である者であること。ただし、JVでの落札案件等、入札参加申し込み・受注件数の制限の対象外とした案件を除く。

なお、本案件に参加する市内事業者(本市の入札参加有資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に市内本店で登載されている者をいう。以下同じ。)については、下記に示す年間の受注件数の制限は対象外とする。

吹田市ホームページ内>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>工事及び工事関連コンサル関係入札情報>電子入札>「(お知らせ) 令和8年度の電子入札について」>6 一般競争入札における入札参加申し込み・受注件数の制限等(1)ア(イ)

- (5) 本市(総務部契約検査室)が公告する電子入札案件で、令和8年度中に本案件以外の業種(建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び解体工事を除く。)を落札(落札候補者を含む)していないこと。ただし、発注者が特殊と思われる案件等、受注業種の制限を対象外とした案件を除く。
- (6) 本市(総務部契約検査室)が公告する電子入札案件で、本案件と開札日が同一の案件がある場合、本案件以外の業種(建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び解体工事を除く。)に参加申請していない者であること。ただし、発注者が特殊と思われる案件等、入札参加申し込みの制限を対象外とした案件を除く。
- (7) 仮契約予定日(令和9年1月29日(金))において有効な経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書(以下「評定値通知書」という。)の写しを本市(総

務部契約検査室)に提出していること。(未提出の場合は、必ず令和9年1月12日(火)までに提出すること。)

- (8) 技術提案書作成要領のとおり総合評価に関する書類を吹田市電子入札システム(以下「システム」という。)からダウンロードして作成し、電子ファイルにて、令和8年12月4日(金)午後5時までに24(3)のメールアドレス宛に送信し提出すること。メールによる提出後、その旨を29問合せ先の電話番号宛てに電話にて連絡すること。

- (9) J V(構成員数2社)で参加する場合

ア J Vは自主結成とし、構成員の数は2社とする。ただし、2以上のJ Vの構成員になることはできない。

イ J Vの構成員の出資比率は30%以上とする。ただし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。

ウ J Vの各構成員の資格は次のとおりとし、(ア)と(イ)各1社ずつの組合せによるものとする。

(ア)「代表者」

a 本市の令和8年度の入札参加有資格者等級格付け(以下「等級格付け」という。)において、本案件と同一業種でA等級の認定を受けていること。

b 受付最終日における「評定値通知書の土木一式工事の総合評定値」(以下「土木一式工事のP点」という。)が、1,400点以上であること。

市内事業者については、土木一式工事のP点に吹田市工事請負契約等に係る発注要領第2条第3項第1号に基づく発注者別評価点(以下「主観点」という。)を加えた値が、受付最終日において1,400点以上であること。

c 本市の資格者名簿に建設工事で登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。市内事業者又は準市内事業者(本市の資格者名簿に市内支店で登載されている者をいう。以下同じ。)については、本市の資格者名簿に建設工事で市内事業者又は準市内事業者として登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。

d 現場代理人を常駐で工事現場に配置できること。ただし、受付最終日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること(他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。)

e 本案件と同一の業種に関し、監理技術者を1名以上工事現場に専任配置できること。ただし、受付最終日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること(他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。)

f 官公庁等(国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。以下同じ。)が発注し

た本案件と同一の業種の工事を元請として施工した実績があること（完成・引渡しが平成28年度から受付最終日までに完了していること。ただし、市内事業者については、完成・引渡しが受付最終日までに完了していること。）。なおJVによる施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。

(イ)「構成員1」

- a 市内事業者又は準市内事業者であること。ただし、本市の資格者名簿に建設工事で市内事業者又は準市内事業者として登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。
- b 市内事業者については、本市の令和8年度の等級格付けにおいて、本案件と同一の業種でC等級以上の認定を受けており、土木一式工事のP点に主観点を加えた値が、受付最終日において750点以上であること。
準市内事業者については、本市の令和8年度の等級格付けにおいて、本案件と同一の業種でA等級の認定を受けていること。
- c 本案件と同一の業種に関し、国家資格を有する主任技術者を1名以上工事現場に専任配置できること。ただし、受付最終日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
- d 官公庁等が発注した本案件と同一業種の工事を元請として施工した実績があること（準市内事業者については、完成・引渡しが平成28年度から受付最終日までに完了していること。市内事業者については、完成・引渡しが受付最終日までに完了していること。）。

(10) JV（構成員数3社）で参加する場合

- ア JVは自主結成とし、構成員の数は3社とする。ただし、2以上のJVの構成員になることはできない。
- イ JVの構成員の出資比率は20%以上とする。ただし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。
- ウ JVの各構成員の資格は次のとおりとし、(ア)、(イ)、(ウ)各1社ずつの組合せによるものとする。

(ア)「代表者」

- 14 入札参加資格、(9)、ウ、(ア)「代表者」で求める要件と同じ。

(イ)「構成員1」

- 14 入札参加資格、(9)、ウ、(イ)「構成員1」で求める要件と同じ。

(ウ)「構成員2」

- a 市内事業者であること。ただし、本市の資格者名簿に建設工事で市内事業者又は準市内事業者として登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。

- b 本市の令和8年度の等級格付けにおいて、本案件と同一の業種でC等級以上の認定を受けていること。
- c 本案件と同一の業種に関し、国家資格を有する主任技術者を1名以上工事現場に専任配置できること。ただし、受付最終日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
- d 官公庁等が発注した本案件と同一の業種の工事を元請として施工した実績があること（完成・引渡しが受付最終日までに完了していること。）。

なおJVによる施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。

- 15 入札の無効 前項に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

16 入札参加資格確認申請

- (1) 本入札に参加を希望するJVの代表者は、システムにより「競争参加資格確認申請」を行うこと。その際、必ずJV名称を入力し、システムにおいて「競争参加資格確認申請」の「JV参加」欄にチェックすること。なお、JV名称には英語等による通称名又は愛称名は避け、社名の略称を用いること。

(2) 申請受付期間

令和8年11月 2日（月）午前9時から

令和8年11月16日（月）午後5時までのシステム稼働中

- (3) 本入札に参加を希望するJVの代表者は、前記の申請と合わせて以下の証拠書類をシステムからダウンロードして作成し、郵送により提出すること。郵送にあたっては、配達記録の残る郵便等を使用し、封筒の表面に「工事名」を朱書すること。

ア 様式1 「入札参加資格確認申請書」

イ 様式2 「特定建設工事共同企業体協定書」

ウ 様式3 「委任状」

(4) 提出先

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市総務部契約検査室

- (5) 提出期限 令和9年1月6日（水）までに必着のこと。

- (6) 提出された証拠書類については、返却しない。

17 入札参加資格確認結果

- (1) 入札参加資格の確認については、申請時にJV代表者の等級格付け等について、システムが行う事前審査、開札から落札候補者決定までに行う審査（システムにより添付された書類等の審査）及び開札後に16（3）及び24（2）の証拠書類に基づいて行う事後審査の3段階に分けて実施する。

- (2) 事前審査の結果については、システムによりJVの代表者に通知する。

(3) 結果通知日 令和8年11月24日(火)

18 技術提案の採否通知

提出した 14(8)の総合評価に関する書類のうち技術提案に関する事項については、その採否を項目ごとに令和8年12月21日(月)に電子メールで通知するので、翌日までにメールにて受け取った旨を返信すること。

19 設計図書等の交付方法

システムからダウンロードすること。

20 質疑及び回答(設計図書等に対するもの)

質問内容欄に設計図書等に対する質問である旨を記載すること。記載のない場合は、下記 21 に対する質問とみなすので注意すること。

(1) 質疑受付締切日時 令和8年11月 6日(金)午後5時

(2) 回答掲載開始日時 令和8年11月13日(金)午後3時

21 質疑及び回答(技術提案書作成要領に対するもの)

(1) 質疑受付締切日時 令和8年11月13日(金)午後5時

(2) 回答掲載開始日時 令和8年11月19日(木)午後3時

22 入札書の提出及び開札

(1) 入札書受付期間

令和9年1月7日(木)午前9時から

令和9年1月8日(金)午後5時までのシステム稼働中

(2) 開札日時

令和9年1月12日(火)午前9時30分以降

(開札は、公告番号順に行う。)

23 落札候補者の決定

(1) 開札後に行うシステムにより提出された書類等の審査の結果、入札参加資格有と認められ、かつ、予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。なお、落札候補者の入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を実施する。ただし、14(7)の評定値通知書の写しが期限までに提出されない場合は、入札は無効となるため、落札候補者になることはできない。また、事前審査においてJVの代表者に入札参加資格「有」と通知した場合でも、他の構成員に等級格付けがされていない場合は、入札は無効となるため、落札候補者となることはできない。

(2) 低入札価格調査の対象となった入札者は、吹田市建設工事低入札価格調査実施要領第8条に掲げる資料を2部作成し、原則として開札日から起算して2営業日の正午を期限とし、本市(総務部契約検査室)に提出するものとする。

なお、提出されない場合は失格とする。

(3) 低入札価格調査において、調査に必要な書類のほか、当該工事を主管する

室及び課の長が必要とする資料の提出を求める場合がある。また、ヒアリング等の調査に対して誠実に応じることとし、調査に協力しない低入札価格入札者は失格とする。

(4) 低入札価格で入札を行った者は、落札候補者となっても必ずしも落札者とならない場合があるので留意すること。

(5) 評価値の同じ者が複数ある時は、電子くじにより落札候補者を決定する。

24 事後審査

落札候補者に対しては、本市から事後審査について連絡するので、以下の証拠書類を電子ファイル（形式はPDF）にて、(3) のメールアドレス宛に送信すること。電子ファイルを確認後、本市から連絡するので、押印が必要な書類は原本を契約検査室宛に郵送又は持参で提出すること。なお、配置予定技術者等調査及び積算内訳書（落札候補者用）については、システムよりダウンロードして作成すること。

(1) 提出日時 令和9年1月12日（火）

※電子ファイルを提出する時刻は本市から落札候補者へ連絡する。

(2) 提出書類

ア 配置予定技術者等調査（構成員全員分）

イ 配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）の資格者証の写し（構成員全員分）（ただし、監理技術者を配置する場合は、監理技術者講習修了証の写しについても提出すること。）

ウ 現場代理人及び配置予定技術者を直接的かつ恒常的（受付最終日において3か月以上の雇用関係）に雇用していることが確認可能なもの（監理技術者及び主任技術者については構成員全員分、現場代理人についてはJV代表者のみ）

エ 入札参加資格要件を満たす元請受注実績が確認可能な書類（契約書・仕様書・設計図書・CORINS 工事カルテの写し等）（構成員全員分）

オ 建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し（構成員全員分）

カ 直近の評定値通知書の写し（構成員全員分）

キ 積算内訳書（落札候補者用）

ク 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（構成員全員分）

ケ 契約保証に関する届出書

(3) メールアドレス

吹田市総務部契約検査室 keiyak_s@city.suita.osaka.jp

25 総合評価に関する事項

(1) 総合評価方式の種類 技術提案型

(2) 総合評価値の算出方法 加算式とし、下記の式により算出する。

評価値＝価格評価点（50点）＋技術評価点（15点）

(3) 評価項目等

システムに添付している「技術提案書作成要領」のとおり

(4) 評価結果等の公表

落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表する。

ア 落札者の商号又は名称

イ 入札参加者の入札価格及び評価値

(5) 総合評価方式を行う理由

総合的に優れた調達を実現するため。

26 落札後の提出書類

(1) 落札者は、以下の書類を速やかに提出すること。なお、電子ファイル（形式はPDF）にて、24（2）の提出書類と併せて24（3）のメールアドレス宛に送信すること。各書類には各構成員の所在地、商号又は名称、代表者氏名又は受任者氏名を明記すること。（構成員全員分）

ア 提出場所 吹田市総務部契約検査室

イ 提出書類

（ア）財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）

株主総会で議決承認を受けた最新のもの。

（イ）営業の沿革 最新のもの。

（ウ）工事経歴書 過去2年間の土木一式工事の実績で完成済みのものを10件程度、官公庁等が発注した工事を中心に記入すること。

(2) 前記の書類は市議会用資料の基礎となるので、内容について十分精査したうえで提出すること。

27 契約の締結 市議会の議決を経るまでは仮契約とし、議決後に本契約としての効力が生ずるものとする。

28 その他 入札参加者は、この要領のほか、システムに添付している「共通入札説明書」の内容を承認のうえ、入札を行うこと。

29 問合せ先 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市総務部契約検査室
電話（直通） 06-6384-1489